

一人ひとりが輝くまち ⑫



日常生活から学ぶ さまざまなバリアの解消

心の・情報の・物理的な・制度的なバリアフリーを進めましょう

暮らしの中のさまざま
なバリア(障壁)を取り除
くことをバリアフリーと
いいます。

道路に段差や障害物があつて
通行が制限される物理的なバリ
ア。共有されるべき情報が伝わ
らないといった情報伝達のバリ
ア。年齢や性別、国籍、資格制
限など社会的制度的なバリア。
また、障害のある人や高齢者に
対する理解不足や思い違いが、
心のバリアにつながることにあ
ります。

市では、交通機関や建物、道
路の段差の解消、エレベーター
の設置、また講演会では字幕や
手話通訳で内容を伝えたりと、
バリアフリーの取り組みを進め
ています。何よりも大切なのは、
障害や高齢などを理由に、
一人ひとりの意識の中にバリア

をつくらないことです。

「ある社会がその構成員のいく
らかの人々を閉め出すような場
合、それは弱くもろい社会であ
る」と国連が昭和55年(1980
年)の国際障害者年行動計画の
中で提唱しています。この言葉
は、それぞれの個性やさまざま
な価値観、生き方などの違いを
お互いが認め、尊重し合う社会
を築き上げていくことの重要性
を示しています。

バリアフリーを進めていくこ
とは、障害のある人や高齢者の
ためだけではなく、すべての人
が暮らしやすいまちづくりにつ
ながります。バリアフリーへの
取り組みを通して、私たち一人
ひとりがお互いの人権を尊重し
合う、心豊かな社会の実現をめ
ざしましょう。

(人権啓発広報編集委員会)

人権標語

(小学3年生の作品)

作ろうよ さべつをしない なかまのわ



還付金を
お支払いします!?

《相談内容》

先日、電話がかかってき
て、「社会保険事務所の者で
す。医療費の還付金があるの
で、ATMに行つて、次のフ
リーダイヤルにかけて手続き
をしてください」といわれた。
ATMの前で、教えられた
フリーダイヤルに電話をする
と「はい、給付係です」と出た。
ボタンの操作方法を指示され、
還付金を受け取るつもりが、
逆に振り込んでしまった。

《アドバイス》

このような事例が県内や市
内で頻発しています。「電話
で案内されるまま操作をした
ら、自分の通帳からいつのま
にか送金していた」という被
害につながるケースがありま
すので、注意してください。
事例のほかにも、「国民金
融公庫で手続きをするから、

指定された電話番号にかける
ように」と指示された内容も
あります。厚生労働省や社会
保険庁、国民生活金融公庫、
市役所、税務署などの職員が
ATMを使って、還付金を送
金したり、お金を振り込ませ
ることはありません。

まさか自分がひつかかると
は思わなかったという人が大
半です。内容が市や国の関連
であれば、指示された電話番
号でなく、電話帳などで機関
の電話番号を調べて問い合わせ
せるなどして、よく考えて
行動しましょう。

被害が出た場合には、警察
に届けましょう。
三原警察署(☎0848⑥70
110)

消費生活相談室

☎0848⑥6410

とき 20日(木)を除く
月々金曜日10時~
12時、13時~16時
ところ 市役所本庁(5階)

今月の消費生活巡回相談
14日(金)14時~16時
久井保健福祉センター
28日(金)10時~12時
大和保健福祉センター

問い合わせ先 商工振興課
(☎0848⑥6072 FAX 0
848④4103)